

平成26年度補正・28年度「地産地消型再生可能エネルギー
一面の利用等推進事業費補助金」の調査分析事業

公募要領

平成29年9月

一般社団法人低炭素投資促進機構

1. 事業の目的

平成 26 年度補正・平成 28 年度「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金」（以下「地産地消補助金」）は、地域の実情に根ざした分散型エネルギーシステムの構築を進めるために実施する事業化可能性調査及びマスタープラン策定を支援することにより、分散型エネルギーシステムの加速的な導入・普及につなげることで、システム構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的に実施しています。

具体的には、平成 26 年度補正予算から開始され、平成 32 年度に事業終了し、その後は自律的な普及に向け、ガイドブックの作成や自治体向け研修等により、事業者や自治体担当者の案件組成能力の向上も図っていく計画（出口戦略）となっています。

「地産地消補助金」は、分散型エネルギーシステムの事業化可能性調査に始まり、マスタープラン策定そしてシステム構築と、事業者を段階的に支援する方式をとっています。事業化可能性調査・マスタープラン策定においては、エネルギー設備の導入に要する初期費用に対し、十分なエネルギーコストの削減を確保できる効率的な設備形成となっているか、業務設計の見直し・精緻化を促進し、システム構築の段階に至った事業については、確実な事業実施と、更なる高度化を求めています。

他方、事業化に至らなかった案件も多数あります。これら案件にも、事業化と並ぶ貴重な情報が含まれており、「地産地消補助金」の成果として十分に活用することが求められています。

本事業では、「地産地消補助金」の取り纏めとして、事業化可能性調査及びマスタープラン策定の成果を調査分析し、優れた分散型エネルギーシステムを成立させる要因及び解決すべき課題を明らかにすることを目的としています。この分析成果の事業者、自治体等による活用を通じてシステム設計や事業性評価の実効を高めることで、分散型エネルギーシステムの自立的普及を促進していきます。

2. 事業内容

上記 1. の目的を達成するため、地産地消補助金成果を調査分析する。実施に当たっては、一般社団法人低炭素投資促進機構及び資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課と緊密に連携し、定期的実施方針等について確認を受け、その指示に従うものとする。

(1) 分散型エネルギーの需要に関する分析

「地産地消補助金」の成果が対象としたエネルギー需要について、需要家の特性及び需要特性等と、各事業者による事業性評価結果との関係等を分析する。

(2) 分散型エネルギーの供給に関する分析

「地産地消補助金」の成果で検討されたエネルギー供給について、エネルギー源の特性及びシステム特性等と、各事業者による事業性評価結果との関係等を分析する。

(3) 事業効果の分析

「地産地消補助金」で検討された分散型エネルギー供給事業が生み出すエネルギーによる効果及び非エネルギーによる効果について、その結果と、上記(1)～(2)の結果を踏まえ、需供特性等と事業効果の関係等を分析する。

(4) 事業性評価の分析

各事業を追跡調査し、その結果と、上記(1)～(3)の結果を踏まえ、各事業の現状とエネルギー需給構造等の事業性評価の関係等を分析する。

(5) 分散型エネルギーシステムの成功要因と課題の分析

上記(1)～(4)の結果を踏まえ、分散型エネルギーシステムの成功要因と課題等について分析する。

(6) 「事業化可能性調査・マスタープラン策定成果報告書(詳細版・要約版)」ひな型(目次及び記載内容)の作成

上記(1)～(5)の結果を踏まえ、事業実施時に検討すべき項目が網羅された「成果報告書」(補助事業者が作成)のひな型を事業化可能性調査・マスタープラン策定別に作成する。

3. 事業実施期間

契約締結日～平成30年2月28日(水)

4. 応募資格について

本事業の対象となる事業者は下記(1)～(6)を全て満たすものとします。

- (1) 日本法人(登記法人)である民間会社または民間会社を主提案法人(幹事法人)とする共同体もしくは任意団体であること。
- (2) 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当しないこと。
- (3) 事業を円滑に遂行するため、十分な経営基盤を有していること。
- (4) 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- (5) 委託契約等で民間会社に事業を実施させる場合、民間会社に対し確定検査等を行

い、確定検査等で確認した資料の写し等を補完する体制が取れていること。

(6) 入札説明会に参加していること。

5. 契約の要件

(1) 契約形態

単年度契約による委託契約

(2) 採択件数

1件

(3) 予算規模

1,000万円（消費税及び地方消費税抜き）を上限とします。

なお、最終的な実施内容、契約金額については、一般社団法人低炭素投資促進機構と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入

報告書3部（正1部副2部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）2枚を納入すること。

(5) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとなります。

(6) 支払額の確定方法

事業完了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その支出を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

6. 応募手続きについて

(1) 応募期間

募集開始日：平成29年9月25日（月）

締切日：平成29年10月6日（金）[12時00分必着]

持参又は書留による郵送等をお願いします。

※受付時間（平日9:00～12:00及び13:00～17:00）外や、締切を過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。

(2)入札説明会

日時：平成29年9月29日（金）14：30～15：30

場所：一般社団法人低炭素投資促進機構 会議室

(3)応募書類について

提案書3部（正1部、副2部）・評価項目一覧（別紙、提案書頁番号記入）・入札書（様式1、封印）及び下記添付書類各1部をA4版で印刷し、提案書の電子媒体1枚（CD-R又はDVD-R）と併せて提出して下さい。

- 申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- 申請者定款
- 登記簿（履歴事項全部証明書の原本）
- 財務諸表（直近2ヵ年分）

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、個々の情報の公表・非公表の取扱については、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

応募書類の作成費は経費に含まれません。また、採択の可否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4)提案書の作成

別紙（評価項目一覧）に則り作成してください。

なお、提案書のフォーマットは、任意とします。

(5)応募書類の提出先

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

一般社団法人低炭素投資促進機構

スマートコミュニティ業務推進部

『平成26年度補正・28年度「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金」の調査分析事業』担当宛

TEL：03-6264-8381

注1：お問合せは、業務時間内（平日9:00～12:00及び13:00～17:00）にお願いします。

注2：上記以外の電話番号では、本事業に関するお問合せにはお答えできません。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

応募期間終了後に、(2)に示す審査項目について審査を行います。また必要と判断された場合、(4)の要領でプレゼンテーションを実施します。

(2) 審査項目

- 事業の目的、内容及び実施方法
- 事業実施計画
- 事業実施体制

(3) 審査基準

総合評価点の計算によって得られた数値の最も高い者に決定します。

- 総合評価点の計算：総合評価点＝技術点＋価格点
- 得点配分：技術点200＋価格点100

(4) プレゼンテーション

提案書を受理された申請者について必要と判断された場合、10月10日までにプレゼンテーションの日時及び会場を連絡します。発表20分、質疑応答10分とし、提案書以外の資料を用いる場合は、5部を印刷し、プレゼンテーションの開始時に配付して下さい。

(5) 採択結果の公表及び通知について

採択された事業者については、低炭素投資促進機構のホームページで公表するとともに当該事業者はその旨を書面で通知します。

8. 契約について

採択された応募者については、低炭素投資促進機構との間で委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、低炭素投資促進機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額に変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供します。

9. 対象経費について

本事業の対象となる経費は、事業の実施に要する経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、経済産業省委託事業事務処理マニュアル<http://www.meti.go.jp/information_2

/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf>に従うものとします。